

平成19年7月13日(金曜日)



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県例規集登載事項)

○ 告示

- 903 和歌山県防災センター宿日直業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (危機管理室)
- 904 和歌山県大気汚染常時監視システム(中央局装置)のシステム構築に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (環境管理課)
- 905 和歌山県大気汚染常時監視システム(中央局装置)の構成機器の賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (")
- 906 平成19年度航空機騒音測定調査業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (")
- 907 身体障害者福祉法による医師の指定 (障害福祉課)
- 908 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (")
- 909 " (")
- 910 保安林の指定の解除予定 (森林整備課)
- 911 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための検査の実施 (畜産課)
- 912 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための注射の実施 (")
- 913 公共測量の終了 (技術調査課)
- 914 浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表 (河川課)
- 915 道路の位置の指定 (都市政策課)

○ 人事委員会告示

- 11 平成19年度第1回和歌山県育休任期付職員採用試験の実施

○ 公安委員会告示

- *35 平成6年和歌山県公安委員会告示第45号(行政手続法の規定に基づく書面交付等の掲示をする行政庁の事務所の掲示場)の一部改正
- *36 平成6年和歌山県公安委員会告示第46号(聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の規定に基づく聴聞の公開の公示をする掲示板の設置場所)の一部改正
- 37 平成17年和歌山県公安委員会告示第73号(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2の規定による診断を行う医師の指定)の一部改正

38 警備業法の規定による診断を行う医師の指定

○ 公告

入札公告	(危機管理室)
"	(環境管理課)
"	(")
"	(")

告示

和歌山県告示第903号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県防災センター宿日直業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成19年7月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

和歌山県防災センター宿日直業務

(2) 契約期間

平成19年9月10日(月)から平成20年3月31日(月)
まで

2 資格審査申請書類及び配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は次のとおりとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 経営の規模及び状況等に関する調書
- ウ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
 - (ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する市町村民税
- エ 直近1年分の事業年度の財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)
- オ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- カ 印鑑証明書
- キ 警備業法(昭和47年法律第117号)第5条第2項の規

和歌山県報 第1875号

平成19年7月13日(金曜日)

定により都道府県公安委員会から交付された認定証の写し

ク 警備業法第23条第1項の規定に基づく検定で、施設警備業務検定1級又は2級に合格した警備員を雇用していることを証する雇用証明書（検定合格証明書の写しを添付すること。）

ケ 使用印鑑届

コ 誓約書

サ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(2) (1) のウからカまでに掲げる申請書類については、和歌山県が行う本庁舎等の清掃、警備等の委託に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成10年和歌山県告示第84号）の規定に基づく資格申請の審査を経て、現に有効な競争入札参加資格審査結果通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア、イ及びクからサまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成19年7月13日（金）から平成19年7月25日（水）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日午前10時から午後5時までの間に、4に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成19年7月13日（金）から平成19年7月25日（水）までの間に和歌山県総務部危機管理局危機管理室に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

3 資格審査申請書類の受付期間

2の(1)に掲げる申請書類は、平成19年7月13日（金）から平成19年7月25日（水）までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日午前10時から午後5時までの間に、4に掲げる場所で受け付ける。

4 資格審査申請書類の受付場所

和歌山県総務部危機管理局危機管理室

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2274

ファクシミリ番号 073-422-7652

5 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

6 競争入札参加者の資格

この競争入札に参加できる者は、資格審査申請書類の受付日及び入札執行日の両日において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。

(3) 和歌山県が行う競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 契約の履行のために十分な経営の規模及び状況を有していること。

(5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(6) 警備業法第4条の規定に基づく都道府県公安委員会の認定を受けた警備業者であること。

(7) 警備業法第22条の規定に基づき、警備業務の区分ごとの施設警備業務に係る警備員指導教育責任者の選任等を行った営業所が和歌山県内に有する者であること。

(8) 警備業法第23条第1項の規定に基づく検定で、施設警備業務検定1級又は2級に合格した警備員を3名以上雇用している者であること。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成19年7月27日（金）までに通知する。

8 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成19年8月1日（水）までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明については、平成19年8月1日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、4に掲げる場所とする。

和歌山県告示第904号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき和歌山県大気汚染常時監視システム（中央局装置）のシステム構築に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成19年7月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調達役務

和歌山県大気汚染常時監視システム（中央局装置）のシステム構築

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

平成19年7月13日(金曜日)

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。 ア 競争入札資格審査申請書 イ 情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成16年和歌山県告示第1369号。以下「要綱」という。)第9条に規定する競争入札参加資格審査結果通知書の写し(入札参加資格があると記されたもの) ウ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)	されている者であること。 ただし、登録されていない者にあっては、要綱第6条第2項に従い、3に定める資格審査申請書類の受付期限までに登録されている者であること。
(2) (1)のア及びウに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、平成19年7月13日(金)から平成19年7月19日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く、毎日午前10時から午後4時までの間(正午から午後1時までの間を除く。)に、4に掲げる場所で配布を行う。	6 資格審査の結果の通知 資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成19年7月30日(月)までに通知する。
(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成19年7月23日(月)までの間(休日を除く。)に和歌山県環境衛生研究センター総務管理課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。	和歌山県告示第905号 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき和歌山県大気汚染常時監視システム(中央局装置)の構成機器の賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。
3 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所 平成19年7月19日(木)から平成19年7月23日(月)までの間(休日を除く。)の午前10時から午後4時までの間(正午から午後1時までの間を除く。)に、4に掲げる場所で受け付ける。	平成19年7月13日 和歌山県知事 仁坂吉伸
4 資格審査申請書類の配布の場所 和歌山市砂山南3丁目3番45号 和歌山県環境衛生研究センター総務管理課 郵便番号 640-8272 電話番号 073-423-9570 ファクシミリ番号 073-423-8798	1 調達役務 和歌山県大気汚染常時監視システム(中央局装置)の構成機器の賃貸借
5 入札参加者の資格 この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者とする。 (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。 (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。 (4) 要綱に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加者資格名簿の登録区分「システム分析・開発」に登録	2 資格審査申請書類及びその配布方法等 (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。 ア 競争入札資格審査申請書 イ 情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成16年和歌山県告示第1369号。以下「要綱」という。)第9条に規定する競争入札参加資格審査結果通知書の写し(入札参加資格があると記されたもの) ウ 委任状(申請者が代理人を選任した場合) エ 賃貸借を行うことができることを証する書面 (2) (1)のア及びウに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、平成19年7月13日(金)から平成19年7月19日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く、毎日午前10時から午後4時までの間(正午から午後1時までの間を除く。)に、4に掲げる場所で配布を行う。 (3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成19年7月23日(月)までの間(休日を除く。)に和歌山県環境衛生研究センター総務管理課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。 3 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所 平成19年7月19日(木)から平成19年7月23日(月)までの間(休日を除く。)の午前10時から午後4時までの間

和歌山県報 第1875号

平成19年7月13日(金曜日)

(正午から午後1時までの間を除く。)に4に掲げる場所で受け付ける。

4 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山市砂山南3丁目3番45号
和歌山県環境衛生研究センター総務管理課
郵便番号 640-8272
電話番号 073-423-9570
ファクシミリ番号 073-423-8798

5 入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 要綱に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加者資格名簿の登録区分「ハードウェア保守」に登録されている者であること。

ただし、登録されていない者にあっては、要綱第6条第2項に従い、3に定める資格審査申請書類の受付期限までに登録されている者であること。

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成19年7月30日(月)までに通知する。

和歌山県告示第906号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき平成19年度航空機騒音測定調査業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成19年7月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 業務の名称

平成19年度航空機騒音測定調査業務

(2) 業務の内容等

仕様書による。

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、

次のとおりとする。

- ア 競争入札資格審査申請書
 - イ 事業経歴書
 - ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書
 - エ 印鑑証明書(法人にあっては法務局の、個人にあっては市町村のそれぞれ発行するもので発行後3か月を経過していないものに限る。)
 - オ 財務諸表(直近2か年分で法人にあっては、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては、青色申告又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書)
 - カ 使用印鑑届
 - キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの(和歌山県税が課税されていない者で、県外に主たる営業所を有する者にあっては、主たる営業所の所在地のある都道府県の納税証明書)
 - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
 - (ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税(個人にあっては、直近1年度分の市町村民税)
 - ク 誓約書
 - ケ 計量法施行規則(平成5年通商産業省令第69号)第44条第1項に規定する登録証(音圧レベルに係るものに限る。)の写し
 - コ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- (2) (1)のイからクまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等にかかる参加資格審査申請の審査を経て、現に有効な競争入札に参加する資格を有する旨の通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。
- (3) (1)のア、イ、カ、ク及びコに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成19年7月13日(金)から平成19年7月20日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く毎日午前10時から午後4時までにの間に、4に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は平成19年7月13日(金)から平成19年7月24日(火)までの間に和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものと

平成19年7月13日(金曜日)

する。

3 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

2の(1)に掲げる申請書類は、平成19年7月17日(火)から平成19年7月24日(火)まで(休日を除く。)の毎日午前10時から午後4時までの間に、4に掲げる場所で受け付ける。

4 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2683

ファクシミリ番号 073-441-2689

5 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成19年7月17日(火)現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 計量法(平成4年法律第51号)第107条に規定する音圧

レベルに係る計量証明事業の登録を受けている者であること。

(5) 国税及び県税に未納がない者であること。

6 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成19年7月30日(月)までに通知する。

7 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成19年8月3日(金)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成19年8月7日(火)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、4に掲げる場所とする。

和歌山県告示第907号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成19年7月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 医 師 名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	指 定 年 月 日	診断する身体障害の種類									
					視 覚	聽 覚	平 衡	言 音 語 声	そ し ゃ く	肢 体	心 臓	腎 臓	呼 吸	又 ば は 直 腸
松崎智彦	外科	国保直営串本病院	東牟婁郡串本町串本217 5-1	平成 19.7.4										●
川崎健輔	眼科	独立行政法人国立病院機構南和歌山医療センター	田辺市たきない町27-1	平成 19.7.4	●									
加藤正幸	眼科	独立行政法人国立病院機構南和歌山医療センター	田辺市たきない町27-1	平成 19.7.4	●									
松下哲尚	整形外科	国保直営串本病院	東牟婁郡串本町串本217 5-1	平成 19.7.4						●				
大東弘治	外科	国保直営串本病院	東牟婁郡串本町串本217 5-1	平成 19.7.4									●	●
矢田菜穂子	小児科	社会保険紀南病院	田辺市新庄町46-70	平成 19.7.4							●			
木下達之	内科、麻酔科、呼吸器科、循環器科	木下クリニック	海南市黒江7 15	平成 19.7.4								●		

青木雅昭	整形外科	整形外科北裏病院	御坊市湯川町小松原454	平成19.7.4						●			
河村晃弘	循環器科	新宮市立医療センター	新宮市蜂伏18-7	平成19.7.4						●			
谷端友紀	整形外科	済生会有田病院	有田郡湯浅町大字吉川52-6	平成19.7.4						●			

和歌山県告示第908号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年7月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
30117003 78	きのかわふるさと村	紀の川市西大井410-5	就労移行支援 就労継続支援B型	知的障害者	社会福祉法人きのかわ福祉会	岩出市根来1557	平成19.7.1	平成25.6.30

和歌山県告示第909号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年7月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
30122500 35	アルファ田辺	田辺市湊1655-6	就労継続支援B型	特定無し	特定非営利活動法人アルファ田辺	田辺市湊1655-6	平成19.7.1	平成25.6.30

和歌山県告示第910号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年7月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市中芳養字津志野1152、1153の3、1155の2、字嶋之谷1673の3
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

(1) 家きんサルモネラ感染症（病原体がサルモネラ・プローラム又はサルモネラ・ガリナラムによるものに限る。）の発生予防のため

(2) 馬伝染性貧血の発生予防のため

2 実施する区域

(1) 家きんサルモネラ感染症検査 海草郡紀美野町及び有田郡有田川町

(2) 馬伝染性貧血検査 県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 家きんサルモネラ感染症検査 鶏（種鶏について、概ね飼養羽数の10%、最小100羽）

(2) 馬伝染性貧血検査 馬

4 実施の期間

(1) 家きんサルモネラ感染症検査 平成19年8月1日から平成19年11月30日まで

(2) 馬伝染性貧血検査 平成19年8月15日から平成19年9月14日まで

5 検査の方法

和歌山県告示第911号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づく監視伝染病の発生を予防するための検査を次のとおり実施する。

平成19年7月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 実施の目的

和歌山県報 第1875号

平成19年7月13日(金曜日)

- (1) 家きんサルモネラ感染症検査 血清反応(平板急速凝集反応)
 (2) 馬伝染性貧血検査 家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第9条第2項に規定する方法による。

和歌山県告示第912号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定に基づく監視伝染病の発生を予防するための注射を次のとおり実施する。

平成19年7月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 実施の目的

炭疽病の発生予防のため

2 実施する区域

海南市、紀の川市及び有田市

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛

4 実施の期間

平成19年8月20日から平成19年10月31日まで

5 注射の方法

炭疽予防液(無莢膜弱毒株)を皮下注射する。

和歌山県告示第913号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成19年7月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 作業の種類 公共測量(1級~3級基準点測量)

2 作業期間 平成18年11月10日から平成19年3月20日まで

3 作業地域 東牟婁郡那智勝浦町市屋~東牟婁郡那智勝浦町川関地先

和歌山県告示第914号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項の規定により周参見川系周参見川に係る浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので告示する。

なお、その関係図面は、和歌山県土整備部河川・下水道局河川課及び和歌山県東牟婁振興局串本建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成19年7月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第915号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の

規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年7月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住氏 所名	指定期 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2944	御坊市藤田町 吉田字下野58 8番1、588番2 の一部、588 番4の一部、5 89番1の一部	御坊市湯川町 財部651番地 の3 有限会社日栄 住建 代表取締役 中岡利平	平成 19.6.29	6.00 5.00	44.05 24.80

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第11号

地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第10号)第6条第1項の規定による任期を定めた職員(要綱において「育休任期付職員」という。)の採用試験を、Ⅲ種相当試験として、次の要綱により実施する。

平成19年7月13日

和歌山県人事委員会事務局長 川井政好

平成19年度第1回和歌山県育休任期付職員採用試験
(Ⅲ種相当)要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務 和歌山	4人程度	総務関係又は税務等に関する業務
一般事務 西牟婁	2人程度	税務等に関する業務
一般事務 東牟婁	2人程度	総務関係等に関する業務

この表の試験区分のうち「和歌山」、「西牟婁」及び「東牟婁」の勤務地は、次表のとおりとする。

勤務地区分表

区 分	勤 務 地 の 範 囲
和歌山	和歌山市、海南市、海草郡
西牟婁	田辺市、西牟婁郡
東牟婁	新宮市、東牟婁郡

採用予定人員、主な職務内容及び勤務地は、職員の育児休業の取得状況等により変更する場合がある。

2 受験資格

- (1) 昭和26年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人
 (2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。
 ア 日本国籍を有しない人
 イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号

和歌山県報 第1875号

平成19年7月13日(金曜日)

のいずれかに該当する人(準禁治産者を含む。)

3 試験の方法及び内容

	試験の方法	配点	内 容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	100点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験(20題)	1時間
第2次試験	面接試験	140点	人物、能力、性格等についての個別面接	

試験の内容は、高校卒業程度で行う。

4 試験の日時、試験地及び合格発表

	日 時	試験地	合 格 発 表
第1次試験	平成19年8月25日(土) 午後1時30分	和歌山市 田辺市	平成19年8月下旬に県庁本館正面2階掲示板に掲示するとともに合格者に通知する。
第2次試験	平成19年9月上旬	和歌山市	平成19年9月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに受験者全員に通知する。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の交付場所

和歌山県人事委員会事務局

和歌山県パワポートセンター

各振興局総務室

海草振興局建設部海南工事事務所

東牟婁振興局串本建設部総務管理課

(2) 申込用紙の郵便等による請求等

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局あて請求すること。

また、和歌山県のホームページの「申請書ダウンロード」から申込書等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア 郵送

所定の申込用紙(申込書、受験票及び写真票)に必要事項を記入し、写真票に顔写真をはって、和歌山県人事委員会事務局あて郵送すること。また、封筒の表に「育休任期付職員受験申込み」と朱書し、必ず簡易書留郵便又は配達記録郵便にすること。

イ インターネット

和歌山県のホームページから電子申請画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成19年7月30日(月)から受付を開始し、平成19年8月10日(金)までの消印のあるものを受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成19年7月23日(月)午前10時から平成19年8月3日(金)午後4時までの間に受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書等の記載事項に不備があるときは受理できない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、電子申請システム内に別途審査結果通知を掲載するので、その指示に従い受験票及び写真票をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、また、写真票に顔写真をはること。試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日、写真票に顔写真がはされていない場合は受験できないものとする。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、育児休業取得者が生じる場合に、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、その中から採用者が順次決定される。採用は、おおむね平成19年10月から開始される予定であり、任期は、おおむね8か月以上で職員の育児休業期間が限度である。

なお、職員の育児休業の取得状況によっては、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合がある。

(2) 採用時の給料月額は、おおむね138,400円(平成19年4月1日現在)であり、経歴その他に応じて一定の額が加算される。ただし、特例措置により給料月額の1%が減額される。

このほか、職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の定めに従い、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 試験結果の開示について

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等の写真付きで公的機関発行のものに限る。)を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点及び順位	
第2次試験	第2次試験受験者	(1) 第1次試験の得点及び順位 (2) 第1次試験の得点と第2次試験の得点とを合わせた総合得点及び総合順位	合格発表の翌日から1月間(土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)

8 その他

この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第35号

平成6年和歌山県公安委員会告示第45号(行政手続法の規定に基づく書面交付等の掲示をする行政庁の事務所の掲示場)の一部を次のように改正し、平成19年7月13日から実施する。

平成19年7月13日

和歌山県公安委員会委員長 大岡淳人

前文中「行政手続法(平成5年法律第88号)第15条第3項」の次に「(同法第31条の規定に基づき準用する場合を含む。)」を加え、「聴聞」を「聴聞又は弁明の機会の付与」に改め、「同法第15条第1項各号に掲げる事項」の次に「(弁明の機会の付与については、同法第30条各号に掲げる事項)」を加える。

第1項中「及びストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)」を「、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)及び探偵業の業務の適性化に関する法律(平成18年法律第60号)」に、「聴聞」を「聴聞又は弁明の機会の付与」に改める。

第2項中「聴聞」を「聴聞又は弁明の機会の付与」に改める。

和歌山県公安委員会告示第36号

平成6年和歌山県公安委員会告示第46号(聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の規定に基づく聴聞の公開の公示をする掲示板の設置場所)の一部を次のように改正し、平成19年7月13日から実施する。

平成19年7月13日

和歌山県公安委員会委員長 大岡淳人

第1項中「及びストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)」を「、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)及び探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号)」に改める。

和歌山県公安委員会告示第37号

平成17年和歌山県公安委員会告示第73号(風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律第41条の2の規定によ

る診断を行う医師の指定)の一部を次のように改正する。

平成19年7月13日

和歌山県公安委員会委員長 大岡淳人

所属病院の名称の欄中「日本赤十字和歌山医療センター」を「松本メンタルクリニック」に、所在地の欄中「小松原通四丁目20番地」を「西庄559番地の23」に改める。

和歌山県公安委員会告示第38号

警備業法(昭和47年法律第117号)第51条の規定により、診断を行う医師を次のとおり指定する。

平成15年和歌山県公安委員会告示第21号(警備業法の規定による診断を行う医師の指定)は、平成19年7月12日限り、廃止する。

平成19年7月13日

和歌山県公安委員会委員長 大岡淳人

医師の氏名	所属病院の名称	所在地
松本幸男	松本メンタルクリニック	和歌山県和歌山市西庄559番地の23
小野紀夫	紀南こころの医療センタ	和歌山県田辺市たきない町25番1号
糸川秀彰	一	

公 告

入札公告

和歌山県防災センター宿日直業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年7月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 入札に付する事項

(1) 事業年度及び業務番号

平成19年度 危委第1号

(2) 業務内容

和歌山県防災センター宿日直業務

(3) 業務委託の内容

仕様書による。

(4) 業務履行の場所

和歌山県総務部危機管理局危機管理室が指定する場所

(5) 契約期間

和歌山県報 第1875号

平成19年7月13日(金曜日)

平成19年9月10日(月)から平成20年3月31日(月)まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成19年和歌山県告示第903号に規定する和歌山県防災センター宿日直業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁北別館4階

和歌山県総務部危機管理局危機管理室

(2) 期間

平成19年7月13日(金)から平成19年7月25日(水)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く毎日午前10時から午後5時まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)と同じ。

イ 期間

3の(2)と同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、平成19年7月25日(水)午後5時までの間に和歌山県総務部危機管理局危機管理室に対して書面により行うものとし、その後は5に掲げる入札説明会において質問を行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1

和歌山県庁南別館3階 防災対策室E

(2) 日時

平成19年7月30日(月)午後2時から

6 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1

和歌山県南別館3階 防災対策室E

イ 入札日時

平成19年8月6日(月)午前10時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の

通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

10 入札無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとしてとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県総務部危機管理局危機管理室の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者

和歌山県報 第1875号

平成19年7月13日(金曜日)

を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部危機管理局危機管理室の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときには、直ちに、再度の入札を行う。この場合においては、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の要否

否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部危機管理局危機管理室

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2274

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

入札公告

平成19年度和歌山県大気汚染常時監視システム（中央局装置）のシステム構築について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年7月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度及び事業番号

平成19年度環境セ管第3号

(2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県大気汚染常時監視システム（中央局装置）のシステム構築 一式

(3) 調達役務の仕様等

仕様書による。

(4) システム設置場所、納入場所

和歌山県環境衛生研究センター他指定する場所

(5) システム設計及び構築、他システムとの連携等の納入期限

平成19年10月31日

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成19年和歌山県告示第904号に規定する和歌山県大気汚染常時監視システム（中央局装置）のシステム構築に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市砂山南3丁目3番45号

和歌山県環境衛生研究センター総務管理課

(2) 日時

平成19年7月13日（金）から平成19年7月19日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く、毎日午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

4 仕様書を交付する場所及び日時等

(1) 仕様書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)と同じ。

イ 日時

3の(2)と同じ。

(2) (1)の規定により交付する仕様書に対して質問のある者は、和歌山県環境衛生研究センター総務管理課に対して平成19年7月23日（月）午後4時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)と同じ

イ 日時

3の(2)と同じ

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、和歌山県環境衛生研究センター総務管理課に対して平成19年7月23日（月）午後4時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市砂山南3丁目3番45号

和歌山県環境衛生研究センター研修室

イ 入札日時

平成19年8月9日（木）午前11時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

和歌山県報 第1875号

平成19年7月13日(金曜日)

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するところとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県環境衛生研究センター総務管理課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に係るのない和歌山県環境衛生研究センター総務管理課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県環境衛生研究センター総務管理課

(2) 所在地

和歌山市砂山南3丁目3番45号

郵便番号 640-8272

電話番号 073-423-9570

ファクシミリ番号 073-423-8798

入札公告

平成19年度和歌山県大気汚染常時監視システム(中央局装置)の構成機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成19年7月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に対する事項

(1) 事業年度及び事業番号

平成19年度環境セ管第4号

(2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県大気汚染常時監視システム(中央局装置)
の構成機器の賃貸借 一式

(3) 調達役務の仕様等

仕様書による。

(4) 設置場所、納入場所

和歌山県環境衛生研究センター他指定する場所

(5) 契約期間

平成19年11月1日から平成24年10月31日まで

ただし、本契約は、自治法令第167条の17に規定する

平成19年7月13日(金曜日)

長期継続契約であるので、上記契約期間中であっても、平成20年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は契約を解除することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成19年和歌山県告示第905号に規定する和歌山県大気汚染常時監視システム（中央局装置）の構成機器の賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市砂山南3丁目3番45号

和歌山県環境衛生研究センター総務管理課

(2) 日時

平成19年7月13日（金）から平成19年7月19日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く、毎日午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

4 仕様書を交付する場所及び日時等

(1) 仕様書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)と同じ。

イ 日時

3の(2)と同じ。

(2) (1)の規定により交付する仕様書に対して質問のある者は、和歌山県環境衛生研究センター総務管理課に対して平成19年7月23日（月）午後4時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)と同じ

イ 日時

3の(2)と同じ

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、和歌山県環境衛生研究センター総務管理課に対して平成19年7月23日（月）午後4時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市砂山南3丁目3番45号

和歌山県環境衛生研究センター研修室

イ 入札日時

平成19年8月9日（木）午後2時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額に60を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額に60を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県環境衛生研究センタ

和歌山県報 第1875号

平成19年7月13日(金曜日)

<p>一総務管理課の職員が立ち会うものとする。</p> <p>(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p> <p>(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に係関係のない和歌山県環境衛生研究センター総務管理課の職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。</p> <p>12 契約書の要否 要</p> <p>13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否 否</p> <p>14 その他 この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 和歌山県環境衛生研究センター総務管理課</p> <p>(2) 所在地 和歌山市砂山南3丁目3番45号 郵便番号 640-8272 電話番号 073-423-9570 ファクシミリ番号 073-423-8798</p>	<p>2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 平成19年和歌山県告示第906号に規定する委託業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。</p> <p>3 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課</p> <p>(2) 日時 平成19年7月13日(金)から平成19年7月20日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く、毎日午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までの間を除く。)</p> <p>4 仕様書を交付する場所及び日時等</p> <p>(1) 仕様書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 場所 3の(1)と同じ。</p> <p>イ 日時 3の(2)と同じ。</p> <p>(2) (1)の規定により交付する仕様書に対して質問のある者は、和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課に対して平成19年7月24日(火)午後4時までに書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。</p> <p>5 入札説明書を交付する場所及び日時等</p> <p>(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 場所 3の(1)と同じ</p> <p>イ 日時 3の(2)と同じ</p> <p>(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課に対して平成19年7月24日(火)午後4時までに書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。</p> <p>6 一般競争入札執行の場所及び日時等</p> <p>(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 入札場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県民文化会館5階第501会議室</p> <p>イ 入札日時 平成19年8月9日(木)午後2時から</p> <p>ウ 開札場所 アに同じ。</p> <p>エ 開札日時 イに同じ。</p>
--	--

平成19年7月13日(金曜日)

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するところとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否
否

14 その他

この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2683

ファクシミリ番号 073-441-2689